

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）

参考資料4

品確法基本方針とは：品確法（ ）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （ ）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

・各発注者が取り組むべき事項を追加

発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

・受注者の責務に関する事項を追加

受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

・その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版①—全体像】

「品確法基本方針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
- 地域における担い手の育成・確保への十分な配慮
- 賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮 等

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1. 発注関係事務の適切な実施

- 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等）
- ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等）
- 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施

3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等）
- 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験）
- 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等）

4. 多様な入札及び契約の方法

- 競争参加者の技術提案を求める方式
- 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式 等

5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表 等

6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化
- 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価 等

7. 発注関係事務の環境整備

- 発注者によるデータベースの整備・更新 等

8. 調査及び設計の品質確保

- 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用
- 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価 等

9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

- 国・都道府県による発注者への支援
- 国・都道府県以外の者の活用

10. 施策の進め方

- 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力
- 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ